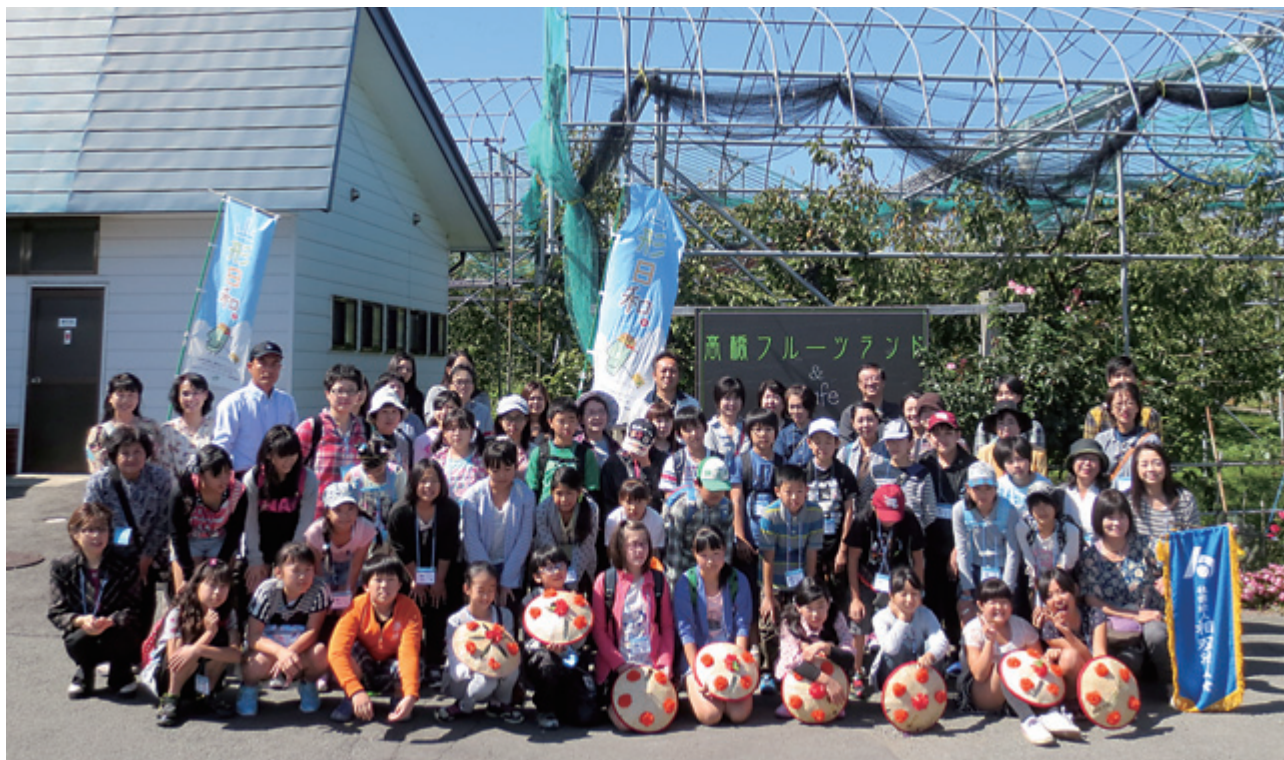




第 41 号

発行所
相馬市中村 1 丁目 2-3
(公社) 相双 法人会
発行人
只 野 裕 一
編集
広報委員会
発行日
平成 25 年 10 月 25 日



山形県上山市 高橋フルーツランドで記念写真



9 月 28 日(土) 今年で 2 回目となる「移動租税教室」で上山市へぶどう狩りに行ってきました。南相馬市の 12 小学校、児童 35 名が参加しお腹一杯ブドウを食べて、台風一過の後のさわやかな秋の一日を過ごしてきました。お昼は山形県観光物産館でも煮定食を食べ、おうちへのお土産を買ったりしてきました。

甘いブドウを
たくさん食べてきました

新任のご挨拶



相馬税務署長

工藤 繁 昭

この度、相馬税務署長を拝命しました工藤でございます。

着任に当たり公益社団法人相馬双法人会の皆様に一言御挨拶申し上げます。

相馬双法人会並びに会員の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして深い御理解と多大な御協力を賜っており心から御礼申し上げます。

さて、東日本大震災から約2年半を経過しましたが、被害を受けられました会員の方、未だ避難生活等を余儀なくされている会員の方には、現在もなお大変な御苦労、御心痛があることをお察しし、心からお見舞い申

し上げます。

私は前任の宮古税務署において、震災特例法等への対応を最重要課題として取り組んでまいりましたが、相馬税務署に着任後、地震、津波とは異なった被災状況を目の当たりにし、改めて行政機関の長として身の引き締まる思いを感じています。

特に、申告期限の延長が未だ解除されていない地域があるという状況を踏まえ、これまで以上に被災者の心情に配慮した親切丁寧な対応を行うとともに、関係団体の皆様からの意見・要望に沿った行政執行に努めてまいる所存であります。

相馬双法人会は「税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献する」ことを目的に掲げて

いる団体であり、私ども行政機関にとって最も信頼のできる良きパートナーでもあります。

どうか今後とも税務行政に對しまして、より一層の御支援をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

終わりになりますが、相馬地区が「相馬野馬追」に見られる活力と熱気をもって復興へ向かい着実に前進されること並びに貴会の益々の御発展と会員の皆様の御繁栄を祈念しまして、着任の挨拶とさせていただきます。



相馬税務署幹部職員異動

今年も税務署におきまして人事異動がありました。

平成 25 年 7 月 10 日発令

部 門	官 職	氏 名	前 任 署	氏 名	発 令 事 項
	署 長	工 藤 繁 昭	宮古税務署長	鈴 木 義 典	仙台国税局 課税第一部資料調査課
管理運営 第一部門	統括国税 徴収官	矢 内 和 博	仙台国税局 徴収部管理運営課	藤 沢 孝	花巻税務署 法人課税第一部門
個人課税 第二部門	統括国税 調査官	岡 崎 忠 夫	郡山税務署 個人課税第一部門	安 齋 孝 志	塩釜税務署 個人課税第二部門
徴収部門	統括国税 徴収官	遠 藤 昭 文	古川税務署 徴収部門	田 中 祥 勝	仙台国税局 徴収部徴収課
法人課税 第一部門	統括国税 調査官	福 本 守	仙台国税局 課税第一部課税総括課	大 山 弘 毅	郡山税務署 法人課税第一部門



秋を満喫

9/28

「移動租税教室」

【青年部会・女性部会】



往路のバスで、スタッフから税金のお話を聞いた後に税のアニメ「マリンとヤマト不思議な日曜日」を見て税金の勉強をしました。

帰りにはアニメから 8 問を加えた全 15 問の税金クイズが出されました。今年は 2 名の 6 年生が全問正解をしました。税金については学校で 6 年生の 12 月から学習するそうです。



8/3

元気に夏祭り

うちわでエコ

【新地支部】

「笑顔とともに前へ」をキャッチフレーズに新地町商工会青年部主催にて第 3 回やるしかねえべ祭が開催されました。当会も福田小 PTA と一つのテントで法人会風船といちごプロジェクトエコーちわを配布しました。来訪者は 2 万人もあり 6 百個の風船は午前中であまりました。

消費税転嫁対策特別措置法が成立しました

※消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法は、平成25年10月1日から施行されます(同法は、平成29年3月31日まで適用されます。)。政府としては、この法律に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行っていきます。

I 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

転嫁拒否等をする側(規制対象)(買手)	転嫁拒否等をされる側(売手)
大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
右欄の事業者等と継続的に取引を行っている法人事業者	○ 資本金3億円以下の事業者 ○ 個人事業者等

禁止される行為	具体例
① 減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
② 買ったとき	原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
③ 商品購入、役務利用又は利益提供の要請	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること
④ 本体価格での交渉の拒否	本体価格(消費税抜価格)で交渉したいという申出を拒否すること
⑤ 報復行為	転嫁拒否をされた事業者が、①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

I に関する問い合わせ先:公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)

II 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。禁止される表示は以下のとおりです。

禁止される表示	禁止される表示の具体例
① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示	「消費税は転嫁しません」 「消費税は当店が負担しています」
② 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの	「消費税率上昇分値引きします」
③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの	「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

違反行為を防止又は是正するため、消費者庁、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、消費者庁が勧告を行い、その旨を公表します。

II に関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

Ⅲ 価格の表示に関する特別措置

- (1) 平成25年10月1日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていけば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。

※ 消費者への配慮の観点から、上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【具体的な表示の例】

- (例1) 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する

〇〇円(税込)

〇〇円(税抜価格)

〇〇円(本体価格)

〇〇円+税

- (例2) 個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う

- (2) 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定は適用しないこととされました。

Ⅲ(1)に関する問い合わせ先:財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表)

Ⅲ(2)に関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

Ⅳ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした、事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります(公正取引委員会に対して事前に届け出ることが必要です。届出書の様式など、具体的な届出の方法については公正取引委員会HPを御覧ください。)

(1) 転嫁カルテル(消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為)

- (例1) 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に、消費税額分を上乗せすること

- (例2) 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理すること

※ 税込価格や税抜価格(本体価格)を決めることは、適用除外の対象にはなりません(独占禁止法に違反する行為ですので注意してください。)

※ 転嫁カルテルについては、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

【中小事業者の範囲】	資本金等の額 (会社)	又は	常時使用する従業員数 (会社又は個人)
製造業、建設業、運輸業	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
サービス業	5千万円以下		100人以下
小売業	5千万円以下		50人以下
政令で定める業種	業種ごとに政令で定める金額以下		業種ごとに政令で定める数以下
上記以外の業種	3億円以下		300人以下

(2) 表示カルテル(消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為)

- (例1) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する方法を用いること

- (例2) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税抜価格」とを並べて表示する方法を用いること

Ⅳに関する問い合わせ先:公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)

浪江町からいわき市へ

有限会社 相双部品

取締役 志賀 則道

あの日から2年10ヶ月ほど経ちました。私は仕事で富岡地区で被災し、すぐに浪江にある会社で電話を入れました。つながらず心配になり帰ろうとしましたが、道路状況はきびしくなかなか進まず普段ですと

約30分くらいで帰り着くところを、2時間くらいかかり、何とかたどり着けました。幸い津波の被害はなかったのですが倉庫内は滅茶苦茶で、見るに忍びない状況でした。従業員は全員無事で社長が家族の元へ返



していました。

私は消防団員でもあったので、会社は社長に託し消防団活動に専念しました。

原発事故のため避難生活を余儀なくされ、1年半の間身体をもてあまし、何もしないでいるのは辛いものがあり、最近までは仕事とは関係のないアルバイトで過ごしました。

幸い、いわきで1軒家の借り上げ住宅があり、いわきだったら同じ浜通りの環境なので、もう一度会社を再建してみようと思い、現在準備を進めているところです。

私の会社は専門職で自動車の知識、特に部品という何万点の商品知識がない

と成り立たない仕事なのです。前従業員は皆解雇して他地域でそれぞれの生活をしていきますので、なかなか難しいものがあり、私1人で始めようと思っています。現在まだまだ立ち上がったとは言えない状況ですが以前のお客様も何件かいわきで始まっており、これから徐々に営業をして、このいわきの地、会社を盛り上げていきたいと思っています。

皆様もまだまだ先がみえてこない状況だと思いませんか。これからどうなるかは分かりませんが、自分自身で判断して、実行するしかないと考えています。これからがんばりたいと思いますので、宜しくお願いします。



編集後記

朝晩は、大分涼しくなり凌ぎやすくなった今日この頃、実りの秋を迎え、本来なら黄金色に実った稲穂が一面のはずの田圃には、セイダカアワダチソウの黄色い花とススキが占め、美しいが、何とも悲しい風景です。先日、沖繩に避難している孫娘(4歳)から幼稚園で作成したらしい敬老の日のお祝いのがきが届きました。そのはがきには孫の幼稚園での様子など、担任の先生の添書きがあり、遠く離れて暮らしている孫娘の明るく元気な声が聞こえるようで、心が和みました。震災から三度目の冬がもうすぐやってきます。冬が過ぎれば暖かい春が来ます。季節は巡っても私たちに心から家族揃って春を迎えられるのはいつになる事でしょう。

(吉岡)